

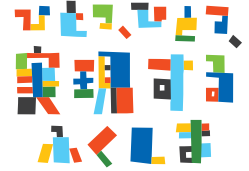
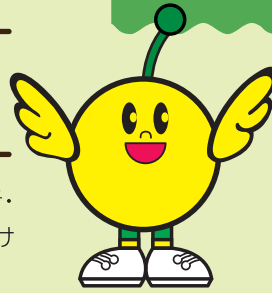
ふくしまの 今が分かる 新聞

故郷とあなたをつなぐ
情報誌

「ふくしまの今が分かる新聞」では、県内外に避難されている皆さまや被災者・避難者支援に携わる多くの方々へ、避難者支援の取組や福島への復興に向けた動きなど「ふくしまの今」が分かる情報をお届けします。

発行：福島県庁 避難者支援課
☎024-523-4250

vol.87
令和3年9月15日(水)発行



特集

除去土壌等の県外最終処分に向けて

- 避難先自治体でのワクチン接種について
- 住居確保にかかる費用の賠償について
- 福島県復興公営住宅の入居者募集について

考えてみよう。
ふくしま
のこと。

白水阿弥陀堂 (いわき市)

いわき市にある白水阿弥陀堂は、福島県内で唯一、国宝に指定された建造物です。平安時代の1160年に建立されたと伝えられ、室内には貴重な仏像などが安置されています。歴史を感じさせる建物だけでなく、周辺の緑や池なども見どころ。歴史と自然に触れられる憩いの場として親しまれてきました。木々が色づき始めるのは10月ごろ。例年11月にはライトアップも行われています。



除去土壌等の 県外最終処分に向けて

福島県内の除染（表土の削り取り、道路の洗浄等）によって発生した除去土壌等は、現在、県内各地の仮置場から大熊町・双葉町に整備された中間貯蔵施設へ、ダンプトラックによる搬入が行われています。搬入された除去土壌等は2045年3月（あと24年6か月）までに、県外で最終処分されることが国の責務として法律に定められています。

今回は、中間貯蔵施設の概要と県外最終処分に向けた動きを紹介します。

中間貯蔵施設とは

除去土壌等を県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に貯蔵するための施設で、大熊町・双葉町の東京電力福島第一原子力発電所を取り囲む広さ1,600haの場所に整備されています。県内各地で生じた除去土壌等は、中間貯蔵施設に集約されることになっています。

除去土壌等の搬入状況

2015年（平成27年）3月から、中間貯蔵施設への搬入が開始され、本年度末までに、帰還困難区域内のものを除きおおむね搬入が完了する見込みとなっています。



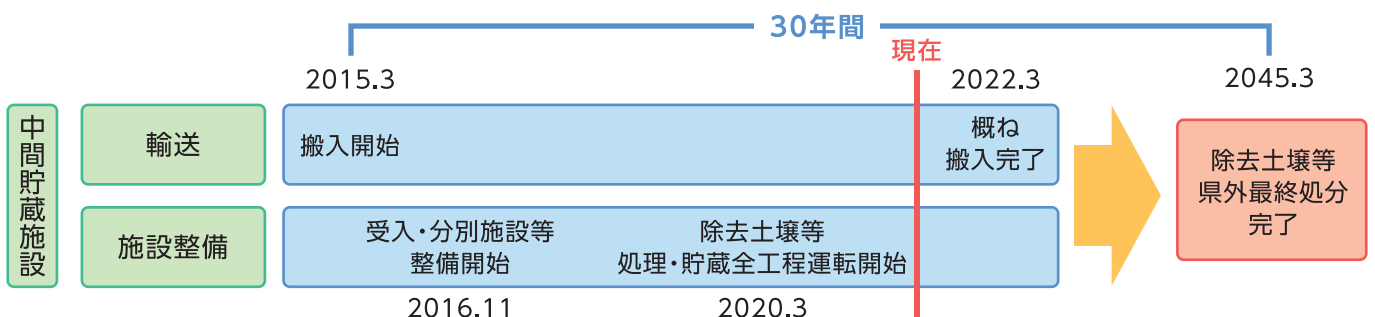
中間貯蔵施設整備の経緯

2011年（平成23年）10月、国から「中間貯蔵施設等の基本的考え方」が示されて以降、国、県、双葉郡の町村などにより慎重な検討と丁寧な協議が重ねられ、2014年（平成26年）9月に県が、12月には大熊町が、翌年1月には双葉町が施設の建設を受け入れました。施設の受入れに際し、地元の大熊町・双葉町には、大変重い決断をしていただきました。そこには、地権者をはじめ地域の方々の様々な思いがあったことを忘れてはいけません。

その後、2015年（平成27年）3月に施設内の一時保管場所に除去土壌等の搬入、2016年（平成28年）11月には受入・分別施設等の施設整備が始まり、2020年（令和2年）3月までに除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転が開始されています。現在、中間貯蔵施設への搬入が進み、県内の環境回復が大きく前進しています。



中間貯蔵施設（大熊町・双葉町） 出典：環境省より提供



福島県による安全確認

福島県では、除去土壌等の仮置場からの輸送や中間貯蔵施設内での作業が、安全に行われているか、その状況を定期的に確認するとともに、施設でのトラブル発生時等は、緊急の立入調査を実施しています。

また、空間線量率の測定や河川水などの周辺環境モニタリングを実施し、施設外への影響を検査していますが、これまで、異常は確認されていません。

これらの結果については、福島県のホームページで公表しています。 [福島県 中間貯蔵](#) [検索](#)



県外最終処分に向けた動き

除去土壌等の県外最終処分についての認知度は、残念ながら、県内外問わずあまり高くないのが現状です。

国は、本年度から全国における理解醸成活動を強化していくこととしています。

その皮切りとして、今年の5月23日に、東京都内を主会場としてリモートで「福島、その先の環境へ。」対話フォーラムが一般向けに開催され、「除去土壌の県外最終処分に向けて、どう国民の理解を醸成していくのか」「なぜ福島県外で最終処分するのか」などについて議論が行われました。

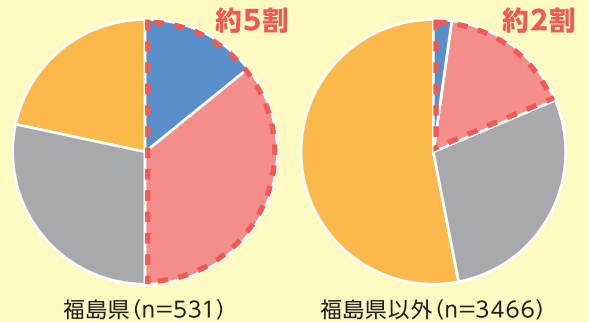
パネラーからは「全国の人が関わりながら、透明性を持った場で議論すべき」、「自分ごととして捉えてほしい」、「福島県だけの問題ではなく、全国の問題だ」などの意見が出されました。このフォーラムは今後全国各地で開催される予定となっています。

福島県では、今後とも、期限までに県外での最終処分が確実に実施されるよう、国に対して、最終処分地の選定方法等、具体的な工程を明示し、県民および国民の目に見える形で取組を進めるよう求めています。

令和2年度環境省認知度調査結果

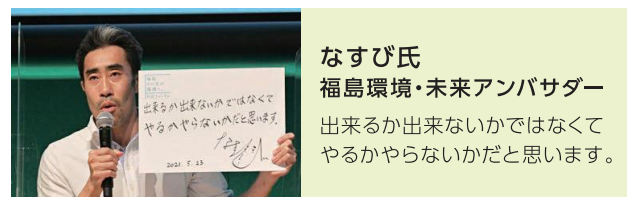
Q

あなたは、除去土壌等が中間貯蔵開始後30年以内に福島県外において最終処分されると法律で定められていることをどの程度ご存知でしたか。



- 内容をよく知っていた
- 聞いたことがあり、内容も少し知っていた
- 聞いたことがあるが、内容は全く知らなかった
- 聞いたことがなかった

環境省「令和2年度WEBアンケート結果」を基に作成



なすび氏
福島環境・未来アンバサダー
出来るか出来ないかではなくてやるかやらないかだと思ます。



カンニング竹山氏
お笑い芸人
見よう！
知ろう！
行こう！

出典：環境省HP

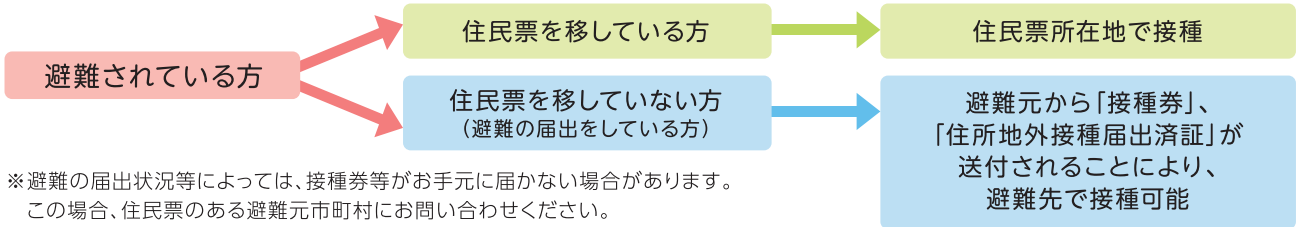
避難されている皆さまの避難先自治体でのワクチン接種について

新型コロナウイルスワクチンの接種は、住民票がある市町村で受けることが原則とされています。

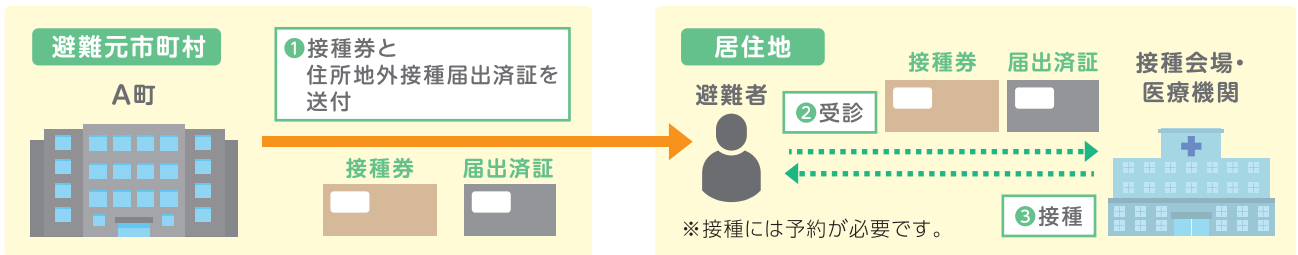
一方、東日本大震災により避難されている皆さまは、住民票を移していない場合でも、特別な手続を行うことなく、避難先市区町村で新型コロナウイルスのワクチン接種を受けることが可能です(避難の届出をしている方に限ります)。

住民票のある避難元市町村から「接種券」と「住所地外接種届出済証」が送付されますので、避難先の住民と同様に接種予約をし、この両方を接種会場に持参いただければ、接種を受けることができます。

なお、予約手続は、避難先市区町村によって異なりますので、避難先市区町村に確認いただくか、広報等で確認されるようお願いいたします。



※避難の届出状況等によっては、接種券等がお手元に届かない場合があります。この場合、住民票のある避難元市町村にお問い合わせください。



※避難先市区町村以外の自治体(避難元自治体を除く)で接種を希望する場合は、希望する自治体に「住所地外接種届出済証」の申請手続をしていただく必要があります。

※令和3年6月1日より、ワクチン接種の対象者が拡充され、12歳から15歳の方も対象となりました。

※15歳以下の方が接種を受ける際は、原則として保護者の同行および予約票に保護者の署名が必要になります。

※令和3年6月21日より、企業や大学等における職域接種が開始されました。職域接種の場合は、接種券がまだ届いていない方も接種を受けることができます。

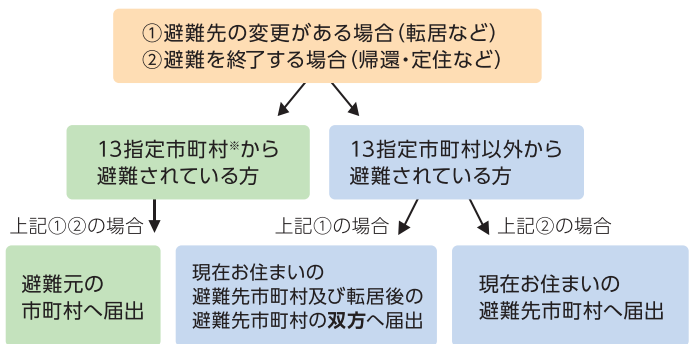
※接種について不明な点、心配な点がありましたら、避難元市町村へお問い合わせください。

避難先情報の届出のお願い

避難先の変更(転居をする場合など)がありましたら、右の市町村宛てにご連絡いただくようお願いいたします。福島県や避難元市町村からのお知らせを着実に届けるようになるほか、下記の13指定市町村から避難されている方は、避難先においても一定の行政サービスを受けることができます。

※いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村

問 福島県避難者支援課 ☎024-523-4250



不動産取得税の軽減措置 (被災代替不動産、三世同居・近居住宅)について

東日本大震災により被災した不動産の所有者が、それらに代わるものを令和8年3月31日までに取得した場合および原子力災害により被災した不動産の所有者がそれらに代わるものを避難指示解除から4年以内に福島県内に取得した場合、取得した不動産にかかる不動産取得税が軽減されます。

また、子育て支援策の一環として、18歳未満の方を含む三世以上の方が同居または近居する住宅を令和7年3月31日までに福島県内に取得した場合、取得した住宅にかかる不動産取得税が2分の1に軽減されます。

詳しくは、右記までお問い合わせください。

問い合わせ先	電話番号
県北地方振興局	024-521-2694
県中地方振興局	024-935-1254
県南地方振興局	0248-23-1517
会津地方振興局	0242-29-5254
南会津地方振興局	0241-62-5214
相双地方振興局	0244-26-1125
いわき地方振興局	0246-24-6033
福島県庁 税務課	024-521-7068



福島県 住居確保にかかる費用の賠償について

住居確保にかかる費用の賠償に関し、県の窓口にて寄せられた問い合わせを紹介いたします。

具体的な請求手続より詳細な賠償の内容は、東京電力のコールセンターにお問い合わせください。

賠償の概要

原発事故時点で避難指示区域内の持ち家にお住まいだった方が、帰還または移住に際して新たな住居を確保するに当たり、財物賠償(宅地・建物・借地権)を超えて発生した費用について賠償の上限金額の範囲内でその超過分が賠償されます。 ※借家にお住まいの方は、定額での賠償が受けられます。

Q1 住居確保費用の賠償は、いつまでに請求すればよいですか？

A1 東京電力は、住居確保費用の賠償を含め、時効完成後も一律に賠償請求を断ることはないという姿勢を示しています。一方で、損害の発生から時間が経てば経つほど損害を証明する書類が集めづらくなりますので、住居確保費用の賠償を含めて請求の漏れがないかどうかご確認をおすすめします。

Q2 過去に「移住」を選択して住居確保費用の賠償を受けていましたが、避難指示が解除されたのでもともと住んでいた市町村に「帰還」したいと考えています。住居確保費用の賠償は受けられますか？

A2 既に選択された「移住先住居の再取得費用」または「帰還先住居の建替え・修繕費用」の賠償の上限金額の範囲内で、「移住」および「帰還」の双方にかかる費用の賠償が受けられます。



問 東京電力ホールディングス株式会社 福島原子力補償相談室(土地・建物・家財専用ダイヤル)
☎0120-926-596 (平日:午前9時~午後7時/土日祝:午前9時~午後5時)

原子力損害の賠償請求で分からないことやお困りごとがあれば、お気軽にお問い合わせください

福島県原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口 ☎024-521-8216 (平日:午前8時30分~午後5時15分)

毎週水曜日(祝休日を除く)の午後1時~5時には、原子力損害の賠償に詳しい弁護士による無料の電話法律相談も実施しています。

文部科学省

原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)を利用してみませんか？

- 東京電力から賠償金を受け取られた方も、話し合い中の方も、まだ話し合いをしていない方も、どなたでも申立てをすることができます。
- 申立てのあった事例のうち約8割で和解が成立しています。
- 東京電力とは全く別の公的機関で申立費用は無料です。
- 中立・公正な立場で皆さまと東京電力との賠償の話し合いがまとまるよう仲介します。

ADRセンターでは賠償金額を改めて算定し直します

避難指示等対象区域の方 たとえば、以下の場合、感謝料(原則月額10万)が増額されることがあります。

家族が別々に避難し、二重生活となった



- 妊娠中であった
- 乳幼児の世話を日常的に行った



身体または精神の障がいがある



身体または精神の障がいがある方の介護を日常的に行った



自主的避難等対象区域等の方 たとえば、以下の支出した費用が賠償される可能性があります。

避難交通費、宿泊費用等の避難費用の増額



二重生活に要する面会交通費、増加した生活費



放射線測定器(ガイガーカウンター)購入費用



自宅を除染した際の除染費用、高圧洗浄機購入費用



問 申立てに関する問い合わせ窓口
文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター
☎0120-377-155 (平日:午前10時~午後5時)

申立書の書式は、ホームページからのダウンロードのほか、郵送も承っております。



問 福島県原子力損害対策課 ☎024-521-8216 (平日:午前8時30分~午後5時15分)

応急仮設住宅の供与期間の延長について

大熊町および双葉町から避難されている方

令和5年3月末まで、さらに1年間延長します。

なお、令和5年4月以降の供与については今後判断し、取扱いについては改めてお知らせします。

※県外の借上住宅、雇用促進住宅およびUR住宅についても、上記のとおり対応していただくよう、要請しています。

※福島県では、新たな住まい探しをお手伝いする「避難者住宅確保・移転サポート事業」を実施しており、

下記相談ダイヤルでご案内しています。



問 福島県被災者の暮らし再建相談ダイヤル ☎0120-303-059 受付時間:午前9時~午後5時 月曜日~金曜日(祝日・年末年始除く)



令和3年度 福島県復興公営住宅の入居者募集について

復興公営住宅の入居者の募集を下記の日程で行います。

募集期間および入居予定	
第4回	令和3年10月1日(金)~10月12日(火) → 令和3年12月以降入居予定
第5回	令和3年11月25日(木)~12月3日(金) → 令和4年2月以降入居予定
第6回	令和4年2月1日(火)~2月9日(水) → 令和4年4月以降入居予定

対象の方

- 避難指示区域等から避難されている方
 - 平成23年3月11日時点で避難指示が解除された区域に居住していた方
 - 東日本大震災で被災された「地震・津波被災者」の方
 - 平成23年3月11日時点で中通り、浜通り(避難指示が継続している区域を除く)に居住していた方
- ※住宅に困窮していることが要件となります。

募集の詳細(対象団地、応募要件等)は、福島県復興公営住宅入居支援センターへお問い合わせください。

問 福島県復興公営住宅入居支援センター ☎024-522-3320 復興公営住宅 入居 検索



VOICE

帰還した人、起業した人、
移住してきた人の声を紹介し

Vol.21

稲川ひろみさん
(広野町で勤務)



再開した薬局で、町民とともにふるさとを取り戻したい。

広野町にある広野薬局を営んでいます。隣接するクリニックの門前薬局として活動してきました。

東日本大震災では神戸市、郡山市、いわき市などを転々としながら避難生活を送ることに。そんな中で町のクリニックが再開すると聞き、私たちも一緒になって薬局を再開させることにしたんです。不安もありましたが、当時は町内の患者さんを放っておけず「とにかく町へ戻ろう」と決意。再開後は店舗営業に加え、仮設住宅への薬の配達も行っていました。2017年にはクリニックとともに広野駅東口へ店舗を移転。利用者、クリニック、従業員の皆さんや家族に支えられ、何とか営業を続けられています。

再開当時に比べて町内もだいぶきれいになりましたが、これは相応の取組や年月を費やして実現できたものです。きょうまでの歩みを忘れずに過ごすことも大切だと思います。

現在は学校も再開し、利用者の中には若者も見られるようになりました。毎年、中高生向けに薬物乱用防止などの講演も行っていますが、彼らに触れることでこちらも元気をもらえるように感じます。今後は薬剤師を目指す実習生も積極的に受け入れていきたいです。

被災や避難を通じて学んだのは、命や健康に関わる薬剤師としての使命でした。これからも広野町の皆さんに寄り添い、逆に支えていただくことで、少しずつふるさとの営みが取り戻せるのではないかと思います。

調剤や服薬指導などで
忙しく働く薬剤師たち

町内外の利用者に広く
対応している広野薬局



プレゼントが当たる! 読者アンケート

福島県の素敵な産品を抽選でプレゼント!

960-8670

福島県庁
避難者支援課
「今が分かる
新聞」係

- ① アンケートの回答
- ② 記事の感想、今後取り上げてほしい情報、その他ご意見など
- ③ 住所・氏名・年齢・電話番号

アンケートの質問

東日本大震災から
10年あまり、
避難先で触れた優しさ、
今伝えたい感謝について
教えてください。

郵便はがきに必要な事項をご記入の上、お送りください。

締切 2021年 10月31日(日) ※当日消印有効
※個人情報等は賞品の発送にのみ使用します。

私の10年Voice

アンケートで寄せられた10年を振り返るご意見については「私の10年Voice」として紹介させていただく場合があります。

人気商品の豪華詰め合わせ!

今回のプレゼント
道の駅なみえ
詰め合わせセット
(なみえ焼そばギフトセット
(うまくて生姜ねえ!!3種セット))

5名様

プレゼント提供 道の駅なみえ(浪江町)

※写真はイメージです。



震災10年のふくしまの動き... バックナンバーでチェック!

福島 今が分かる新聞

検索

